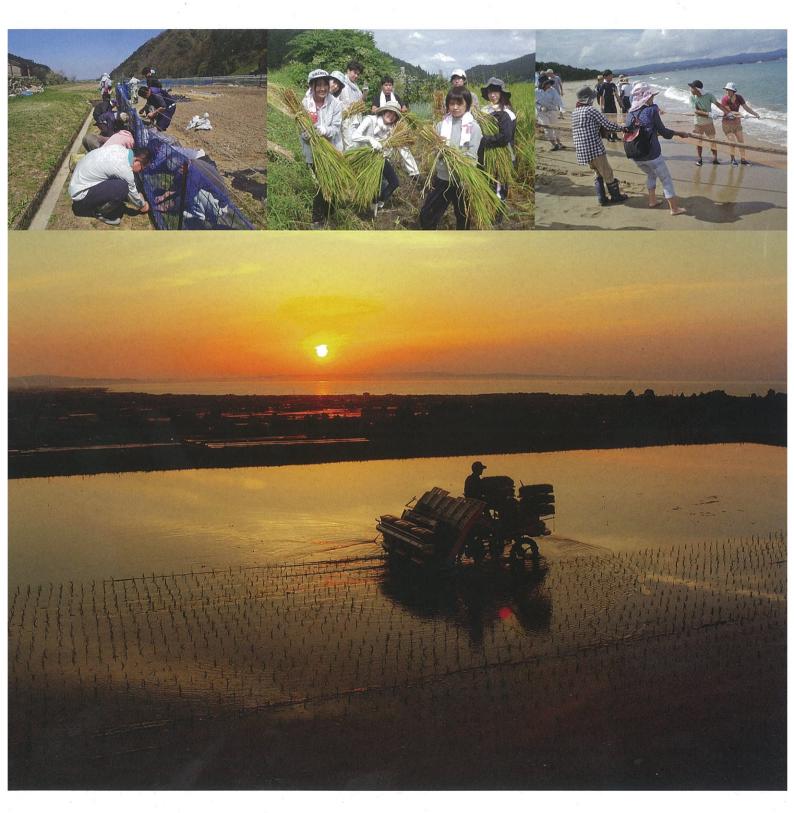
富山県中山間地域活性化指針

~豊かで魅力ある[とやまの宝]を磨き、 ひとが行き交う元気で安心なふるさとづくり~



富山県中山間地域活性化指針のポイント

~豊かで魅力ある「とやまの宝」を磨き、 ひとが行き交う、元気で安心なふるさとづくり~

1 「豊かな資源をなりわいに活かす郷」をめざします。

- ○中山間地域の特性を活かした魅力ある農業の実現
- ○健全で多様な森づくりの推進と林業の振興
- ○地域資源をフル活用した産業の振興
- ○地形特性に合わせた農業生産基盤整備の推進と農地の保全

(主な県の取組み)

- ・地域の特徴を活かした独自の農林産物等の特産品の生産振興と、加工、販売が一体となった 6次産業化の推進
- ・水と緑の森づくり税を活用した県民参加の森づくりの推進
- ・豊かな地域資源を発掘・評価し、それらを活かした地域産業の振興
- 耕作放棄地解消・防止活動の支援
- ・地域特性に適合した農業基盤整備の推進
- ・富山の地形を活用した小水力発電等の推進

2 「自立し、交わり、みんなで支えあう郷」をめざします。

- ○住民主体の地域づくりと担い手の育成
- ○集落機能の強化及び集落間ネットワークの形成
- ○全国に誇れる伝統文化・観光資源を活かした地域の魅力向上と発信
- ○都市から農村への回帰の流れをとらえた交流拡大や富山の魅力発信による定住・半 定住の推進
- ○豊かな自然と温かい人情が残る富山の地を活用し、人間性や社会性を育む体験活動 の推進

(主な県の取組み)

- ・多様な主体による地域づくりや、集落を支えるサポート組織の活動支援
- ・伝統文化や観光資源を活かした地域の魅力向上、富山の商品・サービスのブランド化
- ・農山漁村交流の推進、インターンシップ受入支援、農家民泊の利用者拡大
- ・富山県独自の条例に基づいたグリーン・ツーリズムの取組み強化
- 子どもたちの自然とふれあう機会の創出や情操教育の場の提供
- ・新幹線開業効果を活かした田舎暮らし体験等による定住・半定住の推進

3 「自然と共に安全・安心・快適に暮らせる郷」をめざします。

- ○次世代に引き継ぐべき豊かな自然環境の保全と多面的機能の維持・発揮
- ○人と野生鳥獣とのすみ分け
- ○道路、地域交通、上下水道等の老朽化が進む施設の計画的な整備・更新等
- ○医療・保健・福祉環境の向上
- ○災害に強い地域づくりと危機管理体制の充実

(主な県の取組み)

- ・日本型直接支払制度の有効活用
- ・高齢化や分散居住に対応した地域福祉活動の推進や、防災情報の共有化の推進
- ・カウベルト(牛の放牧帯)、電気柵・捕獲檻の一体的な整備など鳥獣被害対策の推進
- ・ジビエ料理の普及推進

目 次

はじめに \cdots 1	
序章	中山間地域の定義と区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第1章	章 中山間地域の現状と課題
1	中山間地域をめぐる時代の潮流・・・・・・・5
2	中山間地域の現状と課題・・・・・・・7
第2章	〕 中山間地域のめざす方向
1	中山間地域への期待・・・・・・・・12
2	基本目標14
3	中山間地域のめざす方向・・・・・・・・14
4	基本施策の体系・・・・・・・15
第3章	き めざす方向の実現に向けた推進施策
I	豊かな資源をなりわいに活かす郷
	1 中山間地域の特性を活かした魅力ある農業の実現・・・・・・16
4	2 健全で多様な森づくりの推進と林業の振興 ・・・・・・・・・18
;	3 地域資源をフル活用した産業の振興・・・・・・・・・・・・20
4	4 地域特性に合わせた農業生産基盤の整備と農地の保全・・・23
Π	自立し、交わり、みんなで支えあう郷
Į	5 住民主体の地域づくりと担い手の育成 ・・・・・・・・26
	6 集落機能の強化及び集落間ネットワークの形成・・・・・・・29
	7 文化・資源を活かした地域の魅力向上・・・・・・・・31
ć	8 全国に誇れる地域の魅力発信 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
	9 都市から農村への回帰の流れをとらえた交流拡大・・・・・・・35
	0 豊かな人間性や社会性を育む体験活動の推進・・・・・・・38
	1 定住・半定住の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 0
	自然と共に安全・安心・快適に暮らせる郷
	2 豊かな自然環境の保全と多面的機能の維持・発揮・・・・・・43
	3 人と野生鳥獣とのすみ分け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
	4 道路、上下水道施設、地域交通等の整備・確保・・・・・・・4 9
	5 医療・保健・福祉環境の向上 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	6 災害に強い地域づくりと危機管理体制の充実 ····・· 5 4
第4章	• • • • • • • • •
1 2	推進主体と個々の役割の発揮 · · · · · · · · 5 8 地域の合意形成のために · · · · · · 5 9
2	- 地域ツロ
富山県	県農山村振興対策委員会委員名簿 ····・・・・・・・・・・・・・・6 0
富山県	県中山間地域活性化指針改定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・61

はじめに

1 指針改定の趣旨

本県では、平成9年2月に「富山県中山間地域活性化指針」を策定、平成20年7月に改定して、各市町が自主性と主体性をもって中山間地域の活性化に取り組めるよう、その基本的な方向を示すとともに、様々な取組みを進めてきました。

しかし、時代の潮流は中山間地域を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼして おり、都市と地方の格差拡大に伴い、自然的、経済的、社会的条件が不利な中 山間地域では、過疎化や少子高齢化の一層の進行とともに集落機能が低下し、 急増する鳥獣被害への対応などの課題が顕在化しています。

一方、国民・県民の価値観やライフスタイルが多様化する中、震災復興などを きっかけとして、農村への回帰の流れが生まれつつあり、豊かな自然、美しい 景観、優れた伝統文化等に恵まれた中山間地域が、その受け皿として期待され ています。

この指針は、これらの中山間地域を取り巻く情勢の変化や様々な課題に対応 し、本県の中山間地域が活性化するよう、「新・元気とやま創造計画」を踏まえ、 めざすべき基本的な方向や実現に向けた施策を総合的・体系的に示しておりま す。

特に、①中山間地域ならではの資源のフル活用、②農村回帰の動きをとらえた魅力づくり、に重点を置いて方向性を定め、実現に向けた施策を整理する形で改定したものです。

2 指針の位置付け

この指針は、中山間地域を有する市町や地域、集落が、自らの努力と創意工夫により、豊かで元気な地域づくりへの取組みを進めるに当たっての指針となるものです。

3 指針の推進期間

この指針の推進期間は、「新・元気とやま創造計画」にあわせ、平成33年度までとし、必要に応じて見直しを行います。